

令和 元年 5月28日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市入湯税事務取扱要領を次のように定める。

姫路市入湯税事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）第112条の13の9第4号に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）の額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 入湯又は入湯を含む複数のサービス（次号のサービスを除く。）の提供を受けた場合 当該入湯に係る料金の額
- (2) 入湯を含む複数のサービスが一体となったサービスの提供を受けた場合であって、当該サービスの料金の額のうち、入湯に係る部分の額が明示されているとき 当該入湯に係る部分の額
- (3) 前号のサービスの提供を受けた場合であって、当該サービスの料金の額のうち、入湯に係る部分の額が明示されていないとき 当該サービスの料金の額

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月28日から施行する。